



栃木県公報

平成30年
3月30日(金)
号外
第28号

目次

条 例

○栃木県県税条例の一部改正..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第28号）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 法人事業税関係

収入割額によって法人事業税を課するガス供給業から、ガス事業法に規定する一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のものうち、同法に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同法附則第22条第1項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除くこととしました。（第54条関係）

2 不動産取得税関係

(1) 児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の算定について、当該家屋の価格から控除する割合を、当該家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置において市町村が条例で定める割合に応じ、3分の2、2分の1及び3分の1とすることとしました。（第75条の2関係）

(2) 住宅又は土地を取得した場合の税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとしました。（附則第25条関係）

3 所要の規定の整備をすることとしました。

4 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

栃木県県税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十八号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第五十四条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める</p>	<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第五十四条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める</p>

- 当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村の条例に法第三百四十九条の三第二十八項の規定による当該家屋に係る割合の定めがない場合 三分の一
- 2) 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該家屋の価格の当該各号に定める割合に相当する額を価格から控除する。
- 一 当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村が法第三百四十九条の三第二十九項の規定により条例で定める当該家屋に係る割合（以下この項において「特例割合」という。）が二分の一未満である場合 三分の二
 - 二 特例割合が二分の一である場合 二分の一
 - 三 特例割合が二分の一を超える場合又は当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村の条例に法第三百四十九条の三第二十九項の規定による当該家屋に係る割合の定めがない場合 三分の一
- 3) 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該家屋の価格の当該各号に定める割合に相当する額を価格から控除する。
- 一 当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村が法第三百四十九条の三第三十項の規定により条例で定める当該家屋に係る割合（以下この項において「特例割合」という。）が二分の一未満である場合 三分の二
 - 二 特例割合が二分の一である場合 二分

の1

三 特例割合が二分の一を超える場合又は当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村の条例に法第三百四十九条の三第三十項の規定による当該家屋に係る割合の定めがない場合 三分の一

4 前三項の規定にかかわらず、当該各項に規定する家屋が二以上の市町村の区域にわたって所在する場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の所在する市町村ごとに当該家屋の価格を当該家屋のうち当該市町村の区域内に所在する部分の床面積の割合により按分した価格に当該各項各号に掲げる区分に応じ当該各項各号に定める割合を乗じて得た額を合算した額を当該家屋の価格から控除する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告)

第八十二条 法第七十三条の二十四第一項から第三項まで(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

一 四 略

2 略

第八十六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税を減免することができる。

一・二 略

三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十一条(定義)に規定する社会福祉法人を設立しようとする者が当該社会福祉法人の設置する保育所(児童福祉法第三十九条(保育所)に規定する保育所をいう。)の用に供するための不動産を取得し、当該不動産をその取得の日から一年以内に当該社会福祉法人に譲渡したときにおける当該社会福祉法人を設立しようとする者による当該不動産の取得

四 十 略

2・3 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告)

第八十二条 法第七十三条の二十四第一項又は第二項(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

一 四 略

2 略

第八十六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税を減免することができる。

一・二 略

三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十一条(定義)に規定する社会福祉法人を設立しようとする者が当該社会福祉法人の設置する保育所(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条(保育所)に規定する保育所をいう。)の用に供するための不動産を取得し、当該不動産をその取得の日から一年以内に当該社会福祉法人に譲渡したときにおける当該社会福祉法人を設立しようとする者による当該不動産の取得

四 十 略

2・3 略

附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第二十五条 平成十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第七十七条の規定にかかわらず、百分の三とする。

(不動産取得税の徴収猶予の申告)

第二十六条 第八十三条の規定は、法附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項(不動産取得税の減額等)に規定する徴収猶予の申告について準用する。

附 則

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第二十五条 平成十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第七十七条の規定にかかわらず、百分の三とする。

(不動産取得税の徴収猶予の申告)

第二十六条 第八十三条の規定は、法附則第十一条の四第二項及び第五項(不動産取得税の減額等)に規定する徴収猶予の申告について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第七十五条の次に一条を加える改正規定及び第八十六条の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

2 改正後の第五十四条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の第七十五条の二の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の第八十二条並びに附則第二十五条及び第二十六条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

5 この条例の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)が成立しないとき、その他同法第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の規定の内容が当該規定に対応する改正後の栃木県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

(税務課)